

八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮財政調整基金条例

〔平成9年 4月 1日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正

(設置)

第1条 八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計（以下「会計」という。）の財政の調整を図り、健全な運営に資するため、八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の会計の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、特別な財政需要の増大又は歳入の欠陥に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。